

< 参考 > 税制上の優遇措置をご利用ください。

法人税法上、寄付された金額が、全額その事業年度の損金に算入できます。本法人では、日本私立学校振興・共済事業団が行う「受配者指定寄付金制度」を利用していただくこととなります。

この優遇制度を希望されます場合は、本法人への「寄付申込書（様式 1）」のほか、財団法人宛寄付申込書（様式 1-1）が必要となります。

寄付金が入金され次第、本法人より「預り証」を送付させていただきますが、損金算入の手続きに必要な事業団発行の受領書（領収書）は、本法人を經由して送付致します。なお、事業団が発行する「受領書」は、ご入金後 1 ヶ月程度要するとのことですのでご了解の程お願い致します。

詳細につきましては、70 周年記念事業募金事務室までお問い合わせください。

☆ 募金についてのお問い合わせ、ご連絡は、下記をお願い致します。 ☆

#### 記

名称：学校法人熊本学園 創立 70 周年記念事業募金事務室

住所：〒862-8680 熊本市中央区大江 2 丁目 5 番 1 号

電話：096-364-5161（代表）

096-364-7848（直通）

Fax：096-371-8841（直通）

URL：www.70th.kumagaku.ac.jp

以 上